

国民健康保険高額療養費制度 自己負担限度額表

【70歳未満】 歴月の自己負担限度額（入院・外来・医科・歯科等それぞれの限度額）			
世帯総所得	入院 + 外来	世帯合算 ※ 1	4回目以降 ※2
上位所得者ア 賦課標準額 901万円超	252,600円		140,100円
	医療費が842,000円を超えた場合 252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%		
上位所得者イ 賦課標準額 600万円超	167,400円		93,000円
	医療費が558,000円を超えた場合 167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%		
一般所得者ウ 賦課標準額 210万円超	80,100円		44,400円
	医療費が267,000円を超えた場合 80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%		
一般所得者エ 賦課標準額 210万円以下	57,600円		44,400円
低所得者オ 住民税非課税	35,400円		24,600円

【70～74歳】 歴月の自己負担限度額			
世帯課税所得	外来（個人単位）	入院+外来（世帯単位）	4回目以降 ※2
現役並みⅢ 所課税所得 690万円以上	252,600円		140,100円
	医療費が842,000円を超えた場合 252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%		
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上	167,400円		93,000円
	医療費が558,000円を超えた場合 167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%		
現役並みⅠ 課税所得 145万円以上	80,100円		44,400円
	医療費が267,000円を超えた場合 80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%		
一般 課税所得 145万円未満	18,000円 ※8月～翌年7月の 年間限度額 144,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税 控除後所得 0円	8,000円	15,000円	15,000円

※1 世帯合算は医療機関で21,000円以上の自己負担金に限る。（入・外・医科・歯科等別）

※2 過去1年間に同じ世帯で高額療養費を4回以上受けた場合、4回目以降の限度額。

※3 診療月の属する年の前年分（1月から7月までは前々年分）の所得で判定します。

高額療養費の支給申請について

医療機関等の窓口で支払った額（食費代、保険外は除く）が、歴月（月の初めから終わりまで）の自己負担限度額を超えた場合、申請により、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

支給対象者には診療月の5ヵ月程度後を目途に申請案内を送付しておりますので、案内が届くまでお待ちください。（ご自身で計算する必要はありません）

限度額適用認定証について

高額療養費制度では、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

しかし、入院・手術する場合は、多額の費用を立て替えることになるため、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。

なお、限度額は申請月の1日から適用され、有効期限は毎年7月末までとなります。8月以降も継続して使用する場合は再申請が必要です。

所得区分	事前の手続き	病院・薬局の手続き
70～74歳の 一般・現役並みⅢ	限度額認定証は必要ありません	保険証を提示してください
その他	以下の物を持参して市役所1階2番窓口 までご来庁ください	保険証と限度額認定証を 提示してください
	◎保険証 ◎マイナンバー	

標準負担額減額認定証について

入院時に標準負担額減額認定証を使用すると、食事療養費の自己負担額が減額されます。

所得区分		1食あたりの標準負担額
一般（下記以外の区分の方）		460円
オ・低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去1年で90日を超える入院 （長期入院）	160円
低所得者Ⅰ		100円

・長期入院の適用を受けるためには、入院期間のわかる領収書・入退院証明書等の提出が必要です。

・有効期間は申請月の1日から7月末までです。

・長期入院は申請月の翌月から適用されます。

・認定証を申請する前の食事療養費の払い戻しは、やむを得ない理由がある場合に限り、入院の前に申請してください。

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードで受診すると、再申請の必要なく限度額適用・標準負担額減額認定証として利用できますので、マイナンバーカード保険証利用の登録をご検討ください。

マイナンバーカードを限度額適用認定証として利用する場合は、医療機関のカードリーダーで表示される「限度額情報を提供しますか」に「同意する」を選択してください。